

工事請負契約等に係る入札参加停止

贈賄等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第3号（贈賄）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	佐野藤建設株式会社	2か月
代表者氏名	代表取締役 後藤 元光	
本店所在地	富士宮市上条 1540-1	

3 入札参加停止の理由

林野庁発注の工事で特定業者に便宜を図る見返りに現金を受け取ったとして、富士宮警察署と静岡県警捜査第2課は、令和3年1月9日に収賄の疑いで林野庁関東森林管理局天竜森林管理署の総括森林整備官を、贈賄の疑いで佐野藤建設の代表取締役をそれぞれ逮捕し、令和3年1月11日、両名を静岡地検に送致した。

4 停止期間の始期及び終期

令和3年1月20日から令和3年3月19日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第3号

措置要件	措置期間
次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	2か月以上6か月以内